

日本被害者学会の性格

(被害者学の領域および被害者の定義)

被害者学の領域および被害者の定義については、研究者の間で必ずしもコンセンサスが得られている訳ではないが、日本被害者学会設立準備委員会としては、「日本被害者学会」の性格を、次のように考える。

1. 学会で扱うテーマ、すなわち「被害（者）」の定義は、犯罪被害（者）に限らないが、犯罪・不法行為などの「違法な行為を原因とする被害」に限る。
2. 被害者学を学際的・総合的学問として位置付ける。
従って、学会員を、刑事法・民事法・行政法・刑事政策・犯罪学・社会学・社会心理学・心理学・精神医学・法医学・政治学・文化人類学・社会人類学・生物学などの分野で被害（者）の研究をしている人を対象に、幅広く募る。
3. 会員は、学者・実務家など、被害（者）に関心を持ち、それを研究テーマとしている人とする。
組織会員は作らないが、法務省・警察庁・厚生省・通産省・裁判所・科警研・法総研・国民生活センター・消費生活センター・日本弁護士連合会・日本産業協会・日本消費者協会・日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会・全国消費生活相談員協会など、関係機関にも呼び掛ける。
4. 入会に際しては、設立発起人会で入会審査を行う。
5. 学会の性格を、被害者学発展のため、研究奨励的なものにする。